

## 日本学術会議の国際会議代表派遣等に関する見解

1981年7月24日  
第567回運営審議会

本会議の国際会議代表派遣に関して最近本会議会長と総理府総務長官との会談が行われたが、この問題について運営審議会は以下のように考える。

- 1 本会議は、日本学術会議法第3条により、政府からの独立を保障されている。すなわち、本会議が「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」および「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」（第3条）は政府の指揮監督をうけない本会議の独立した職務である。
- 2 但し、本会議は、組織法上内閣総理大臣の所轄とされており、かつ、財政法上総理府総務長官が本会議の予算については執行責任者としてその違法な使用についてこれを規制する責任と権限を有している。しかし、本会議の決定した代表派遣のルールは、違法なものでないから、総務長官は、この決定を変更しうる権限を有しない。
- 3 それゆえ、今回の国際会議代表派遣に関してとられようとしている規制措置は、それが本会議の職務の独立性を侵さない範囲のものであるとするならば、予算の使用方法の当不當についての意見又は要望をのべたものにとどまる。従つて、それに服するか否かは、職務の独立性をもつ本会議が自主的に決定すべきことがらである。

4 その自主的決定にあたつて、上述の意見ないし要望も一つの判断材料であり、また現に会員の一部にも、これと同じような意見は前から存在している。しかし、いまだ会員全体の合意となりえていない。また、この問題は、多くの学協会や応範な研究者にも深く関係するところであり、日本の科学者を代表する本会議には、これら科学者の意見をも反映させる責務がある。

これまで、会員以外のものが代表として国際会議に派遣されてきたのは、科学のそれぞれの分野における国際的対応の在り方の特殊性に由来する。科学の国際連絡という本会議の職務から見て、いかなる人物を派遣することが最も適当であるかという判断は、その分野における専門家とそれを代表する本会議の学問的判断と責任に任せられるべき性質の問題であり、行政の論理によって左右されるべきことではない。

5 同様に、本会議の改革問題についても、発足のときから現在に至るまでの科学・技術の発展と諸分野の学界動向の変化を考えるならば、本会議の改革が必要な段階にきていることは、総務長官の指摘をまつまでもなく明らかである。それゆえ、本会議も、第8期（1969～72）以来この問題についての委員会を設けて討議してきた。しかし、それがなお合意に達していないのは、科学の諸分野が複雑な細分化と再編成をとげており、しかもそれがたえず流動しているために、簡単に結論が出せないからである。本期（第12期・1981～84）においても、前期までの成果をふまえて、日本学術会議改革委員会で取りあげているが、比較的容易に合意のとりつけられる問題や、日本

の科学・技術全体の動向を整理しなければ結論が出せないような長期的問題など、いくつかの段階に分けて考えなければならない。いずれにせよ、これまた科学の論理にもとづくものであつて、政治や行政の論理によつて左右されるべき性質の問題ではない。政治や行政の役割りは、科学の論理にもとづく自主的改革に対し、財政援助、事務局の整備等をするにとどまるべきである。